

水道局企業管理規程番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 8号	さいたま市水道事業管理者の所管する行政 手続等における情報通信の技術の利用に関 する規程の一部を改正する規程	令和3年7月14日
水道局企業管理規程第 9号	さいたま市水道局公印規程の一部を改正す る規程	令和3年7月16日
水道局企業管理規程第 10号	さいたま市水道局事務専決規程の一部を改 正する規程	令和3年10月26日
水道局企業管理規程第 11号	さいたま市水道局企業職員就業規程の一部 を改正する規程	令和3年10月26日
水道局企業管理規程第 12号	さいたま市水道局企業職員の給与に関す る規程の一部を改正する規程	令和3年10月26日

## さいたま市水道局企業管理規程第 8 号

さいたま市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成 18 年さいたま市水道局企業管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>水道事業管理者の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程</u>  水道事業管理者の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の <u>情報通信技術</u> を利用する方法により行う場合については、他の <u>条例等</u> に特別の定めのある場合を除くほか、 <u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u> （平成 18 年さいたま市規則第 154 号）の例による。	<u>さいたま市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</u>  水道事業管理者の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の <u>情報通信の技術</u> を利用する方法により行う場合においては、他の <u>企業管理規程</u> に特別の定めのある場合を除くほか、 <u>さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> （平成 18 年さいたま市規則第 154 号）の例による。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局公印規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局公印規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第5条、第7条関係）							別表（第5条、第7条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～エ [略]							ア～エ [略]						
オ 現金取扱員領収印							オ 現金取扱員領収印						
名称	ひな形	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	個数	使用 区分	保管 者	名称	ひな形	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	個数	使用 区分	保管 者
さいたま市水道局現金取扱員領収印	[略]			<u>18</u>		[略]	さいたま市水道局現金取扱員領収印	[略]			<u>28</u>		[略]
	[略]							[略]					

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第2（第3条関係） 個別専決事項					別表第2（第3条関係） 個別専決事項						
業務部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	業務部	課所名	専決事項	課長	部長	局長
	水道総務課	1～4 [略] 5 <u>営利企業等 従事を許可すること。（局長（局長相当職を含む。）を除く。）</u>			○		水道総務課	1～4 [略] 5 <u>介護休暇、 介護時間及び 組合休暇を承認すること。</u>		○	
		6 <u>介護休暇、 介護時間及び 組合休暇を承認すること。</u>		○				6 <u>営利企業等 従事を許可すること。（局長（局長相当職を含む。）を除く。）</u>			○
		7 <u>修学部分休業を承認すること。</u>						7 <u>育児休業、 部分休業及び 育児短時間勤務を承認すること。</u>			
		(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>		○				(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>		○	
		(2) <u>所属職員</u>	○					(2) <u>所属職員</u>	○		
		8 <u>自己啓発等 休業を承認すること。</u>						8 <u>配偶者同行 休業を承認すること。</u>			
		(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>		○				(1) <u>課長（課長相当職を含む。）</u>		○	

	<p>(2) 所属職員 9 配偶者同行 休業を承認す ること。 (1) 課長 (課 長相当職を 含む。) (2) 所属職員 10 育児休業、 部分休業及び 育児短時間勤 務を承認する こと。 (1) 課長 (課 長相当職を 含む。) (2) 所属職員</p> <p>11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 [略] 16 [略] 17 [略] 18 [略] 19 [略] 20 [略] 21 [略] 22 [略] 23 [略] 24 [略]</p>	○	○			<p>(2) 所属職員</p> <p>9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 [略] 16 [略] 17 [略] 18 [略] 19 [略] 20 [略] 21 [略] 22 [略]</p>	○		
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 育児休業等（第26条—<u>第26条の4</u>）</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>（修学部分休業）</u></p> <p><u>第26条の3 職員の修学部分休業については、さいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）の例による。</u></p> <p><u>（自己啓発等休業）</u></p> <p><u>第26条の4 職員の自己啓発等休業については、さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）の例による。</u></p> <p>第5章 [略]</p> <p>（会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等）</p> <p>第31条 第4条から<u>第26条の4</u>までの規定にかかわらず、職員で会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの勤務時間、休日、休暇等については、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 育児休業等（第26条）</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第5章 [略]</p> <p>（会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等）</p> <p>第31条 第4条から<u>第26条の2</u>までの規定にかかわらず、職員で会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの勤務時間、休日、休暇等については、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p> <p>2 [略]</p>

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第12号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料の日割計算)</p> <p>第2条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、<u>自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 第2項から前項までの規定にかかわらず、給与条例第17条第2項に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額については、さいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）の適用を受ける一般職の職員の例による。</u></p>	<p>(給料の日割計算)</p> <p>第2条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、<u>外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>



(通勤手当)

第12条 [略]

2～16 [略]

17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

18～26 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。

(1)～(7) [略]

(8) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

2～6 [略]

7 第4項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(6) 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(通勤手当)

第12条 [略]

2～16 [略]

17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

18～26 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。

(1)～(7) [略]

2～6 [略]

7 第4項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。

(1)～(4) [略]

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(勤勉手当)  
第22条 [略]  
2 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員には、勤勉手当を支給しない。  
(1) [略]  
(2) 第19条第1項第3号、第4号、第7号及び第8号のいずれかに該当する者（管理者が定める者を除く。）  
(3)・(4) [略]  
3～7 [略]  
8 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。  
(1) 第19条第1項第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間  
(2)～(9) [略]  
(10) 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間  
(11) [略]  
9～12 [略]

(勤勉手当)  
第22条 [略]  
2 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員には、勤勉手当を支給しない。  
(1) [略]  
(2) 第19条第1項第3号、第4号及び第7号のいずれかに該当する者（管理者が定める者を除く。）  
(3)・(4) [略]  
3～7 [略]  
8 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。  
(1) 第19条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる職員として在職した期間  
(2)～(9) [略]  
  
(10) [略]  
9～12 [略]

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。